

平成27年度
第3回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：平成28年1月22日（金）午後3時30分～

場所：明石市議会棟大会議室

平成27年度 第3回明石市都市計画審議会

日時：平成28年1月22日（金）午後 3時30分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 議案事項

議案第1号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕

議案第2号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕

議案第3号 東播都市計画道路（3.4.503号林崎線ほか9路線）の変更〔明石市決定〕

議案第4号 東播都市計画地区計画（明南町2丁目地区）の変更〔明石市決定〕

(2) 諮問事項

諮問第1号 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔兵庫県決定〕

諮問第2号 東播都市計画区域区分の変更〔兵庫県決定〕

諮問第3号 東播都市計画都市再開発の方針の変更〔兵庫県決定〕

諮問第4号 東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更〔兵庫県決定〕

諮問第5号 東播都市計画防災街区整備方針の変更〔兵庫県決定〕

諮問第6号 東播都市計画道路（3.2.20号播磨中央幹線ほか1路線）の変更

[兵庫県決定]

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（14名）

安 田 会 長	水 野 副会長	嶋 本 委 員
尾 仲 委 員	国 出 委 員	坂 口 委 員
辻 本 委 員	中 西 委 員	伊 藤 委 員(代理)
元 川 委 員(代理)	山 本 委 員	中玉利 委 員
宮 川 委 員	森 本 委 員	

○出席幹事（4名）

梅 木 幹 事	舟 橋 幹 事(代理)
北 條 幹 事	山 本 幹 事

第3回明石市都市計画審議会

平成28年1月22日

午後3時30分～

明石市議会棟大会議室

(開会15時30分)

○(事務局) 皆様、こんにちは。

それでは定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第3回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には配席図、資料1都市計画の案に係る意見等の要旨並びに兵庫県及び明石市の考え方を配付しております

なお、次第、委員名簿、議事に関する資料は事前にお届けしております。

事前配付の資料も含めまして、過不足ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。

本日は、三輪委員、西海委員、そして藤田委員が都合によりご欠席との連絡を受けております。

委員総数17名のうち、14名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。

安田会長、よろしく願いいたします。

○会長 それではお手元の会議次第に従いまして、順次会議を進めてまいりたい

と思います。

まず、議事録署名人の選出でございます。

この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私のほうから指名させていただくことになっております。

本日は、国出委員さん、森本委員さん、お二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより個人情報保護及び公正、又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、本審議会を公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いいたします。

○(事務局) 本日の傍聴者はございません。

○会長 それでは、お手元の次第の3議題に入ります。

今日の資料については事前配付がされたと思いますが、次第にありますように、議案が4件、それから諮問が6件でございます。ご審議いただく計10件の案件につきましては、去る10月26日の審議会におきまして、事務局から事前説明を受け、ご議論をいただいた案件でございます。

議案事項が4件と諮問事項6件と分かれておりますが、まず最初に第7回線引き等の見直しにかかわる案件として、議案第1号と第2号、議案というのは、明石市決定分ということですが、この明石市決定分と、諮問の第1号から第5号にかかわります兵庫県決定分がございますが、これは相互に密接に関連しておりますので、一括して事務局より説明を受け、その後ご意見をいただきたいというふうに思います。

それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

○都市計画課 第7回線引き等の見直しに関連します議案第1号から第2号までの2件と、諮問第1号から第5号の5件、合計7件につきまして、一括してご説明させていただきます。前面のスクリーンをご覧ください。

説明の順番といたしましては、上位計画である諮問第1号からこの順番で順次ご説明させていただきます。議案事項につきましては、明石市決定の案件を赤色で、諮問事項の兵庫県決定の案件を青色で囲っております。

なお、先ほど会長からご説明がありましたように、前回の平成27年10月26日の当審議会におきまして、既にご説明させていただき、ご議論いただいた案件でもありますので、詳細の説明については省略させていただきたいと思っております。

まず、東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針です。お手元の青色のインデックス、諮問第1号の資料をご覧ください。

明都諮第1号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔兵庫県決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

次のページをご覧ください。なお、ページ番号は資料中央下に記載があるものもございしますが、説明におけるページ番号は、奇数ページは右下、偶数ページは左下に通しのページ番号を記載しております。1ページが計画書、2ページが理由書でございます。

理由は、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化や「21世紀兵庫長期ビジョン」等の上位計画の改定内容を踏まえ、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方針を示すため変更するものでございます。

この東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」は、兵庫県が定める都市計画で、東播磨地域の8市3町を対象として平

成52年の都市の姿を展望した上、都市づくりの基本方針、人口や産業などを踏まえ都市計画で実現しようとする目標など、平成32年までの都市計画の基本的な方向性を示すものです。

地域の将来像、区域区分の方針、都市づくりに関する方針、主要な都市施設等の整備目標などを記載しております。具体的内容につきましては3から46ページに記載しております。またA3サイズの47、48ページは概要版となっております。

続きまして、区域区分、いわゆる線引きの変更です。青色インデックスの諮問第2号の資料をご覧ください。

明都諮第2号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画区域区分の変更〔兵庫県決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

次のページをご覧ください。1ページが計画書です。

明石市だけではなく、東播都市計画区域全体の人口フレームを記載しております。

2ページが理由書です。

理由は、東播都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を昭和46年に定めた後、概ね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第7回の一斉見直しを行うもので、将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、変更するものです。

こちら兵庫県が定める都市計画で、3ページが東播都市計画区域全体の変更概要図、4ページが変更概要、5ページが計画図です。

前面のスクリーンをご覧ください。本市の見直しは1地区で、朝霧北町地区です。民間開発に伴い、市境界の確認がされたため境界調整をするものです。

加えまして、山陽電鉄江井ヶ島駅の北側の江井ヶ島地区を市街化区域への編入を目

指した特定保留に設定しております。

続きまして、この線引き変更に伴う明石市が定める用途地域等の変更です。資料が飛んで申し訳ありませんが、赤色のインデックスの議案第1号の資料をご覧ください。

明都議第1号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕、みだしのことについて、明石市都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

前面のスクリーンをご覧ください。位置は、先ほどの線引きの変更と同じ、朝霧北町です。

資料に戻りまして、次のページをご覧ください。1から2ページが計画書です。3ページが理由書です。

理由は、市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、都市計画区域から除外する区域について、良好な市街地形成と合理的な土地利用の推進を図るため、土地利用現況及び動向を考慮し、変更するものです。

4ページが変更前後対照表です。線引きの変更により都市計画区域から除外されることに伴い、第一種低層住居専用地域の面積が減少しますが、小数点以下の数値は反映されないため、数値の変更はございません。

続きまして、高度地区の変更です。赤色インデックスの議案第2号の資料をご覧ください。

明都議第2号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

前面のスクリーンをご覧ください。位置は、先ほどの線引き並びに用途地域の変更と同じく、朝霧北町です。

資料に戻りまして、次のページをご覧ください。1 から 2 ページが計画書です。3 ページが理由書です。

理由は、市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、都市計画区域から除外する区域について、変更する用途地域を補完し市街地の良好な居住環境の維持増進を図るため変更するものです。

4 ページが変更前後対照表です。用途地域と同様に、第一種高度地区の面積は減少しますが、小数点以下の数値は反映されないため、数値の変更はございません。

続きまして、都市再開発方針等の三つの方針の変更です。青色インデックスの諮問第 3 号の資料をご覧ください。

明都諮第 3 号、平成 28 年 1 月 14 日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画再開発の方針の変更〔兵庫県決定〕、みだしのことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

次のページをご覧ください。1 ページが計画書、2 ページが理由書です。

理由は、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を踏まえ、適切な規制・誘導により、都市機能の維持・充実及び良好な住環境の形成を推進し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、変更するものです。

具体的内容は 3 から 22 ページに記載しております。

この都市再開発の方針は、市街化区域において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に関する方針です。

その中で、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、本市では、現在、事業施行中の 3 地区があります。

前面のスクリーンをご覧ください。市街地再開発事業が施行されている明石駅前南地区です。

土地区画整理事業が施行されている大久保駅前地区です。

兵庫県により明舞団地再生の取り組みが進められている明舞地区でございます。

そのほか、前回の当審議会において説明させていただいた内容と変更はございません。

続きまして、住宅市街地の開発整備の方針です。青色インデックスの諮問第4号の資料をご覧ください。

明都諮第4号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更〔兵庫県決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

次のページをご覧ください。1ページが計画書、2ページが理由書です。

理由は、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、住宅及び住宅地の計画的な供給を促進し、良好な住宅市街地の整備を図るため、変更するものです。

具体的内容は、3から9ページに記載しております。

その中で、計画的な住宅市街地の整備開発が必要な重点地区として、本市では、大久保駅前地区の1地区がございます。

前面のスクリーンをご覧ください。大久保駅前地区は、先ほどの都市再開発の方針と同様の区域です。

そのほか、本方針も、前回の当審議会において説明させていただいた内容と変更はございません。

続きまして、防災街区整備方針です。青色インデックスの諮問第5号の資料をご覧ください。

明都諮第5号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画防災街区整備方針の変更〔兵庫県決定〕、みだしのこと

について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

次のページをご覧ください。1ページが計画書、2ページが理由書です。

理由は、密集市街地の防災性の向上に向け、適切な規制・誘導により安全で安心な市街地の形成を図るため、変更するものです。

具体的内容は3から9ページに記載しております。

その中で、防災街区の整備を図るための、防災再開発促進地区は、本市には該当する地区はございません。そのほか、防災再開発促進地区に次いで、兵庫県が独自に防災性の向上に努める必要があるとする課題地域として3地区がございます。

前面のスクリーンをご覧ください。

東藤江地区は、西明石駅の南に位置する東藤江1丁目、2丁目、別所町です。

新浜地区は、明石港周辺の岬町と港町です。

大蔵地区は、大蔵中町、大蔵本町、大蔵町の一部です。

そのほか、本方針も、前回の当審議会において説明させていただいた内容と変更はありません。

以上の合計7件の都市計画の案について、明石市決定の議案第1号から第2号は明石市が、兵庫県決定の諮問第1号から第5号までは兵庫県が、平成27年12月8日から12月22日までの2週間、それぞれ公衆の縦覧に供しました。

その結果、窓口での縦覧者はそれぞれ1名で、意見書が1件提出されております。なお、縦覧期間中は市ホームページでも縦覧することができ、アクセス数は145件でした。

引き続き、提出された意見書について、ご説明させていただきます。

A4横向きの資料1をご覧ください。こちらは、提出された意見等の要旨と意見等に対する県及び市の考え方を示したものでございます。

1ページをご覧ください。提出された意見は、兵庫県決定の諮問第1号東播都市計

画区域の整備、開発及び保全の方針に関するもので、該当箇所は左下ページ番号で28ページ、「第3、東播磨地域の方針、1地域の概況（7）地域資源、ア、暮らしを支える美しい水辺空間」についてです。

意見等の要旨は、加古川と淡山疏水の景観が失われている。また、昔は明石の海岸線は白砂青松で、そのバックに淡路島が控える天下一品の絶景であったが、現在はその景観も大きく失われている。今後は、県・明石市が一丸となって昔の宝物を復活すべく全力を傾けてもらいたいというものです。

この意見等に対する県及び市の考え方です。

ご意見のとおり、明石の海岸線や加古川の水辺空間・水辺景観、淡河川・山田川疎水の文化遺産については、地域資源としてその保全・活用により地域の活性化を促進することが重要と考えており、「第3、1、地域の概況（7）地域資源」において、これらの資源について記載するとともに、「第3、4、都市づくりに関する方針（7）地域の活性化の方針」において、「豊かな水辺環境と、（中略）伝統文化を生かして、地域全体の活力と魅力を高める地域づくりを推進する」と記載しております。

なお、特にご指摘のあった明石の海岸線から淡路島を望む景観については、明石市都市計画マスタープランにおいても、東西約16キロメートルの海岸線は明石市の自然豊かなシンボルであるため、都市の魅力強化に向けた保全・整備を図る旨を記載しております。今後、具体の施策の参考とさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。説明が長くなり申し訳ございません。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○会長　　今回の第7回線引き等の見直しに関連した案件として、明石市決定分の議案第1号及び第2号、それから、兵庫県決定分の諮問第1号から第5号について、一括して説明があったところでございます。

なお、この案件について、意見書が諮問第1号、東播都市計画区域の整備、開発及

び保全の方針の変更、いわゆる区域マスについてご意見が1件ございましたが、それについての県・市の考え方についてもご説明が今あったところでございます。

ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。よろしゅうございますか。特にないというふうを考えてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

特にご意見ないということでございます。

それでは、これにつきましては一つずつお諮りさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、議案第1号、東播都市計画用途地域の変更、これは明石市決定でございますが、案のとおり議決することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。

なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいというふうに思っています。

続きまして、議案第2号、東播都市計画高度地区の変更、これも明石市決定の案件でございますが、案のとおり議決することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第1号、東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、兵庫県決定の案件でございますが、案のとおりとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ないということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第2号、東播都市計画区域区分の変更、これも兵庫県決定分でございますが、案のとおりとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

ご異議がないということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第3号、東播都市計画都市再開発の方針の変更、これも兵庫県決定分でございますが、案のとおりとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

ご異議ないということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第4号、東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更、これも兵庫県決定分でございますが、案のとおりとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

ご異議ないということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第5号、東播都市計画防災街区整備方針の変更、これも兵庫県決定分でございますが、案のとおりとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

ご異議ないということで、その旨を市長に答申いたします。

ありがとうございました。

続きまして、都市計画道路の見直しに係る案件として、議案第3号の明石市決定分と諮問第6号の兵庫県決定分がございます。これも相互に関連しているものでございますので、一括して事務局より説明を受け、その後、ご意見をいただきたいと思いま

す。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○都市計画課 都市計画道路の見直しに関連します議案第3号及び諮問第6号の2件につきまして、一括してご説明させていただきます。

線引き等の見直しと同様に、前回の当審議会におきまして、既にご説明させていただき、ご議論いただいた案件でございますので、詳細の説明については省略させていただきます。

まず、市決定の路線です。お手元の赤色インデックスの議案第3号の資料をご覧ください。

明都議第3号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画道路（3.4.503号林崎線ほか9路線）の変更〔明石市決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

次のページをご覧ください。1から2ページが計画書、3から4ページが理由書です。

理由は3ページの上段にありますように、長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性を持った選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行うものでございます。

5から8ページが変更前後対照表、9ページが位置図、10から15ページが変更計画図です。

前回の当審議会においてご説明させていただいた内容と変更はありませんが、変更の内容を簡単にご説明させていただきます。

前面のスクリーンをご覧ください。

林崎線は、県道明石高砂線から南の一部、延長約330メートルを廃止するもので

ございます。

西海岸線は、明石川から西の一部、延長約 830メートルを廃止します。それに伴い、西新町線の起点位置及び川西線の一部区域を変更いたします。

大坪線は、川西線から西の一部、延長を約 430メートル廃止します。

次に、王子線は、国道 175号線から西の一部、延長を約 340メートル廃止します。

次に、大久保石ヶ谷線は、江井ヶ島松陰新田線から北の一部を、延長約 2,370メートルを廃止いたします。

次に、長坂寺線は、国道 250号から南の一部、延長を約 870メートルを廃止いたします。

住吉公園前線は、全区間を廃止いたします。

山下町線も、全区間を廃止いたします。

続きまして、県決定の路線です。青色インデックスの諮問第 6号の資料をご覧ください。

明都諮第 6号、平成 28年 1月 14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画道路（3. 2. 20号播磨中央幹線ほか 1路線）の変更〔兵庫県決定〕、みだしのことについて、都市計画法第 21条第 2項において準用する同法第 18条第 1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

次のページをご覧ください。1ページが計画書、2ページが理由書です。

理由は、市決定の路線と同様です。

3ページは変更前後対照表、4ページが位置図、5から 6ページが変更計画図です。

前面のスクリーンをご覧ください。

播磨中央幹線は、市決定の長坂寺線の変更に伴い、一部区域を変更します。

次に、江井ヶ島松陰新田線は、県道明石高砂線から南の一部、約 500メートルを廃止いたします。

以上の議案第3号及び諮問第6号の2件の都市計画の案について、線引き等の変更と同様に、平成27年12月8日から12月22日までの2週間、公衆の縦覧に供しました。その結果、窓口での縦覧者はそれぞれ1名で、意見書が1件提出されております。ホームページのアクセス数は145件でした。

引き続き、提出された意見書について、ご説明させていただきます。

資料1の2ページをご覧ください。提出された意見は、議案第3号、東播都市計画道路（3.4.503号林崎線ほか9路線）に関するもので、当該路線は、11ページの3.5.528号大坪線です。

意見書の要旨です。

位置図の概要を前面スクリーンに示しております。適宜ご覧ください。

要旨ですが、西新町の自宅から貴崎へ買い物等に行くのに大坪線があれば、すぐそこなのに、大回りをしなければならない。しばらくは我慢するが、廃止せず整備してほしい、というものです。

この意見等に対する市の考え方です。

大坪線は健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線です。このたび平成26年12月に策定しました「明石市都市計画道路見直し方針」に基づき、長期間未整備となっている路線について、その必要性等の検証を行った結果、周辺市街地形成などの状況から、当該路線において求められる機能が、国道2号や山陽電鉄側道の整備などの並行する道路により確保されることから、廃止路線としたものでございます。

なお、山陽電鉄側道につきましては、山陽電鉄立体交差事業に合わせて、平成28年度末を目標に鋭意事業を進めているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 都市計画道路の見直しに関連して、議案事項として議案第3号それから、

諮問事項として諮問第6号の説明がございました。

なお、意見書については、議案第3号のうち大坪線についての意見書が1件ございました。これについての市の考え方についても、合わせて説明があったところでございます。

ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

○委員 資料の1の2ページ、意見言っておられる方の内容なんですけど、しばらくは我慢するけれども、廃止せず整備してほしいって、意見を言ったら、希望を持って何かなるんじゃないかなというふうな思いをくむんです。これに対する市の考え方というのを書いてますけれども、その方に対してどういうふうな、文書で回答されたのか、それとも電話とか、現地行ってその説明をされたのか、道路っていうのはそこに住んでいる者でしかわからない便利さとか不便さというのはあると思うんですね。だから、現地に行って、ここはこうでこういうふうになってるんですっていうふうに説明されたのか、それとも文書的なもので、機械的な感じで返事をされたのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○会長 はい、事務局どうぞ。

○都市計画課 この意見書を提出していただいたときに、いろいろご意見をいただきまして、我々といたしましても、今そこに前にも示しておりますように、廃止路線の大坪線は、ちょうど国道2号線と旧浜国道の間の路線でございます。

今回この意見者の方は、西新町のところにお住まいで、貴崎に行くのにその大坪線が必要だと、大回りしなくて行けるということで、ご意見いただいているんですけども、都市計画道路は先ほどもその廃止の理由も説明させていただいたように、長期未施行になっているところにつきましては、建築制限というのがかかっております。それと、やはりその必要性ということも同時に検証した結果、今、特に山陽電鉄側道はまだ整備されてませんので、それに沿って行き来することが今できておらないんで

すけども、先ほどもご説明させていただいたように、平成28年度末を目途に、両方の側道を整備しております。

ですので、国道2号、あるいは山陽電鉄側道、それと旧浜国道という幹線道路というのが整備されていく中で、大坪線を今すぐの整備というのは必要性和、それと今、建築制限がかかっているということからも、やっぱりできないという形で説明はしています。

ただ、それと今回のこの意見書に対する直接ご本人への回答ということになりますけど、今回のこの審議会の議案第3号、これは最終的にはまたお知らせすることになります。

以上で、説明とさせていただきます。

○会長 よろしいですか。

○委員 私が聞きたかったのは、その意見を言われた方に対して、どのような形で返事をされたのかなというのがお聞きしたかったんです。

○会長 はい、事務局。

○都市計画課 今回このご審議いただくこの市の考え方を、また再度説明、ご本人にご説明させていただきます。

○委員 わかりました。直接ですね。

○都市計画課 はい、直接説明させていただきます。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特にほか、ございませんか。よろしいですか。

はい、それではほかにはご質問ないようでございますので、お諮りさせていただきたいと思います。

案件ごとにお諮りさせていただきます。

まず、議案第3号、東播都市計画道路（3. 4. 503号林崎線ほか9路線）の変

更、明石市決定の案件でございますが、案のとおり議決することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、諮問第6号、東播都市計画道路(3. 2. 20号播磨中央幹線ほか1路線)の変更、兵庫県決定分でございますが、案のとおりとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

ご異議ないということで、その旨を市長に答申いたします。

続きまして、議案第4号について、事務局より説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

○都市計画課 本案件につきましても、前回の当審議会におきまして、既に説明させていただいたとおりでございますので、詳細の説明につきましては省略させていただきます。

お手元の赤色インデックスの議案第4号の資料をご覧ください。

明都議第4号、平成28年1月14日、明石市都市計画審議会会長安田丑作様、明石市長泉房穂、東播都市計画地区計画(明南町2丁目地区)の変更〔明石市決定〕、みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

次のページをご覧ください。1から2ページは計画書、3ページは理由書です。

当該地区計画においては、平成26年3月3日付で都市計画決定したものではございますが、開発事業により新たに形成される住宅市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、より

よい住宅市街地の維持・保全を図るため、地区計画を変更いたします。

前回の当審議会においてご説明させていただいた内容と変更はございません。変更内容については、簡単にご説明させていただきます。

4から5ページは変更前後対照表、6ページは位置図、7ページは計画図となっています。そして、8ページは変更前後対照図です。前面のスクリーンをご覧ください。

現在、指定しております地域地区は、黄色で塗りつぶしております住宅地区Aにおいて、用途地域は第一種低層住居専用地域、第一種高度地区、絶対高さ10メートルでございます。また、緑色で塗りつぶしております住宅地区Bにおいて、用途地域は第一種中高層住居専用地域、第三種高度地区でございます。

変更箇所といたしましては、壁面の位置等の制限を課している住宅地区Aの面積が約0.2ヘクタール追加となり、約0.3ヘクタールとなります。そのため、さらに建築物の敷地面積の最低限を課している住宅地区Bの約1.3ヘクタールと合わせて、全体面積として約1.4ヘクタールから約1.6ヘクタールとなります。そのほか、地区計画の内容といたしましては変更ございません。

以上の議案第4号の地区計画の原案について、地区内の利害関係者の意見を求めるため、利害関係者を対象に平成27年11月2日から11月16日の2週間、公衆の縦覧に供しました。その結果、窓口での縦覧者はございませんでした。ホームページのアクセス数は177件でした。意見書の提出はございませんでした。

その後、兵庫県との協議を経て、都市計画法の規定に基づき、都市計画案として平成27年12月8日から12月22日までの2週間、公衆の縦覧に供しました。その結果、窓口での縦覧者は1名で、ホームページのアクセス数は145件でした。意見書の提出はございませんでした。

以上で、明南町2丁目地区、地区計画の変更の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまの地区計画の変更についての説明について、ご意見、ご質問等

ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

区域の拡大に伴う変更ということです。

よろしゅうございますか。特にご意見ないというふうに考えてよろしいですか。

はい、それでは、お諮りさせていただきたいと思います。

議案第4号、東播都市計画地区計画（明南町2丁目地区）の変更、明石市決定の案件でございますが、案のとおり議決することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。

以上で、本日の議題の案件については、全て終了いたしました。

続きまして、4、その他としまして、事務局から報告等何かございますか。

○都市計画課 都市計画に関しまして、そのほか特に報告することはございません。

○会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。
委員の皆様におかれましては、活発で有意義な審議をしていただき、ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

（閉会16時17分）